

風の輪

障がい福祉の目指す先は

今後の障がい者施策の方向について

西淀川区障がい者相談
支援センター風の輪 所長 加藤啓一郎

変わる障がい福祉施策

今年度の制度変更の特徴をまとめると、以下の3点になる。まず第一に、本人の障がいの状態、程度を表す「障害程度区分」が全く異なるロジックによる「障害支援区分」に変わる。これは、介護保険同様二次判定の結果も含めたソフトをすることで、審査会での変更を最小限にしようという試みだが、法人内の利用者で試算したところ、平均して区分が0・3くらい下がった。都市部で、審査会による区分変更をしっかりとやってきたところほど区分が下がりやすいという結果なのかもしれないが、対応策を検討する必要がある。第二に、ケアホーム、グループホームがグループホームに一元化される。このこと自体は名称が変更され

るだけなのだが、同時に支援費単価

を夜勤体制と宿直体制に分けて、宿直体制の場合かなり支援費が減少する。知的障がいの人の場合、行動障がいがある人向けに長時間ヘルパーを派遣できる重度訪問介護の制度が、身体障がいの人だけでは

一人ひとりが自分らしく

1998年に厚生労働省が基礎構造改革を打ち出してか

ら、支援者と利用者との対等な立場

で、契約に基づき支援が行なわれるようになり、高齢者の分野では介護保険が、障がいの分野では支援費制度がスタートした。障がい分野は、紆余曲折を経ながら自立支援法、総合支援法へと移行していった10年であったが、もともと基礎構造改革を断行した理由は、行政が税金で直接福祉施策を行っていた「福祉国家」の短所として、コストの割には融通が利かない、い

なく知的障がいの人にも適用される。しかし、時間が増える分単価も安くなるため、どれだけヘルパーを派遣する事業所が出てくるかは疑問である。

これら3点、どれをとっても難しい方向での変更であるが、果たして日本の障がい福祉施策がどのような方向に進んでいったらいいのか、もう一度整理してみる必要があると思われる。以下、今後の方向性について私見を述べる。

わゆるお役所仕事の結果、財政負担が増大したこと、規制緩和を行なって、民間活力を利用することで財政負担を減らしつつ、サービスの需要にも応えられるようにという意図があった。これは「新自由主義」の考え方に基づくものであったが、結果として、新規参入による福祉サービスの質の低下、自由競争で賃金が低下したことによる、福祉分野からのマンパワーの流出、福祉分野に就労する人が少なくなったことにより、大学等

